

東京大学大学院新領域創成科学研究科利益相反ガイドライン

平成30年4月25日制定
令和3年3月24日改正
東京大学利益相反マネジメント委員会
東京大学大学院新領域創成科学研究科
利益相反アドバイザー委員会

(目的)

第1条 本ガイドラインは、東京大学教職員の行為の適正性を確保するための準則である東京大学教職員の利益相反に関するセーフ・ハーバー・ルール（令和2年4月1日利益相反マネジメント委員会制定。以下「セーフ・ハーバー・ルール」という。）を補完し、その一部を構成するものとみなす。

(ガイドラインの基本的考え方)

第2条 東京大学大学院新領域創成科学研究科（以下「研究科」という。）は、東京大学利益相反ポリシー（令和2年3月26日役員会議決）に則り、産学官連携活動の社会的信頼を保つために努力し、産学官連携による研究科の研究成果の社会還元を積極的に推進する。特に研究科に対する社会からの大きな期待に応え、公共性を保持するために、情報公開による透明性の確保と継続的な点検評価の実施を、利益相反マネジメントの基本方針とする。

(適用範囲)

第3条 本ガイドラインは、研究科の常勤の教職員（東京大学利益相反マネジメント委員会規則第9条第1項で定める教職員。以下「教職員」という。）に適用する。

(成果の発表)

第4条 研究科における教育又は研究の成果を発表する著作及び講演等の活動は、利益相反マネジメントの対象行為に該当しないとみなす。

(学会運営等)

第5条 次の教職員の行為は、利益相反マネジメントの対象行為に該当しないとみなす。ただし、研究科の教育又は研究活動の一環と認められない場合、当該行為に携わった時間が相当と認められない場合、又は当該行為から得た報酬等の利益の額が相当と認められない場合は、この限りでない。

- (1) 学会等学術研究上有益であると認められ、当該教職員の研究分野と密接な関係がある団体の運営に関わる活動
- (2) 教育又は研究を奨励するための活動
- (3) 国又は地方公共団体の審議会又はこれに準ずる委員会等における活動

(共同研究等)

第6条 東京大学民間等共同研究取扱規則（以下「共同研究取扱規則」という。）又は東京大学

受託研究取扱規則（以下「受託研究取扱規則」という。）に従い受入れ決定のなされた研究（以下「共同研究等」という。）につき、研究担当教職員としてなす教職員の行為は、利益相反マネジメントの対象行為に該当しないとみなす。ただし、共同研究等の相手方又はその親会社、子会社等の関連会社が次に掲げる企業等である場合であって、①当該事実が共同研究等の受入れ決定に係る審査の際に研究科長及び学術経営委員会に開示されていなかったとき、②当該事実が共同研究取扱規則第4条第4項、第12条及び第13条並びに受託研究取扱規則第4条第3項、第11条及び第12条に定める通知・報告・公表事項に含まれていなかったとき、又は③当該事実が東京大学利益相反マネジメント委員会に報告されていなかったときは、この限りでない。

- (1) 教職員又はその2親等内の親族が取締役、執行役、その他理事者（以下「取締役等」という。）を務める企業等
 - (2) 教職員又はその2親等内の親族が発行済株式総数の5%以上の株式（新株予約権等の潜在株を含む）を有する株式会社
 - (3) 教職員又はその2親等内の親族が総社員の持分の5%以上の持分（潜在持分を含む）を有する持分会社等の企業等
- 2 前項に定める共同研究等の相手方企業等への学生の派遣は、利益相反マネジメントの対象行為に該当しないとみなす。ただし、教育目的に反する場合はこの限りでない。

（兼業）

第7条 東京大学教職員兼業規程に従い兼業を認められた活動（第4条及び第5条により利益相反マネジメントの対象行為に該当しないとみなすものを除く。）については、その全ての活動に従事した総時間（実労働時間をいう。）が年間416時間を超えず、かつ、その報酬等の利益の総額が当該教職員の東京大学における年間給与支給総額未満の場合は、利益相反マネジメントの対象行為に該当しないと推定する。

- 2 東京大学利益相反マネジメント委員会規則第9条第1項の規定に基づき、産学官連携活動に携わる教職員が提出する利益相反に関する自己申告書の記入にあたっては、東京大学教職員の利益相反に関する自己申告書記入要領に定める時間及び金額を基準とする。

（調達等）

第8条 研究科の教職員が行う、第6条1項1号から第3号に掲げる企業等からの物品、サービス等の購入については、その年間購入金額総額が100万円を超過する場合は、事前に研究科利益相反アドバイザー委員会の承認を得なければならない。

（上記以外の活動）

第9条 第4条から第7条の規定により利益相反マネジメントの対象行為に該当しないとみなし又は推定されるもののほか、事前に研究科利益相反アドバイザー委員会の承認を得て行う産学官連携活動について、その担当者としてなす教職員の行為は、利益相反マネジメントの対象行為に該当しないとみなす。

- 2 研究科利益相反アドバイザー委員会は、前項の承認を行う場合は、東京大学利益相反マネジメント委員会の同意を得なければならない。

(本ガイドラインの改廃)

第10条 本ガイドラインの改廃は、東京大学利益相反マネジメント委員会の承認を得なければならない。

附 則

このガイドラインは、平成30年4月25日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和3年3月24日に施行し、令和2年4月1日から適用する。